

平成20年度 施策マネジメントシート【19年度評価】

作成:20年5月

施策コード	56	施策名	廃棄物の減量と適正処理	政策名	人の営みと自然・環境が調和したまちづくり			
施策区分	主管部等名	水道環境部	施策主管課	環境課	課長名	仲村茂樹	内線	5240
重点施策	施策関係課	男女共同参画課、農業課						

1. 施策の目的と成果指標

二段表記の下段数値は旧2村分

施策の目的	施策の対象	対象指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	23年度見込
	市民、事業者 廃棄物	住民人口	人	106,835 2,963	108,624	107,844	107,259	107,000
	事業者	者	6,476	-	6,476	-	6,500	
	廃棄物(ごみの収集量+直接搬入)	t	31,476 103 312	31,680	31,396	30,776	32,600	
施策の意図	成果指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度	23年度目標
	ごみを少なくする 適正に処理・リサイクル される 注・15年度・16年度 三段に記載された欄は 上段:飯田市 中段:上村 下段:南信濃村 17年度は合算	ごみの収集量(家庭系一般廃棄物)	t	25043 101 309	25,595	25,212	24,259	25,100
		再資源化率(家庭系一般廃棄物)	%	34.8 29.4 40.2	34.4	33.8	33.5	35
		クリーンセンターへの直接搬入量 (事業系廃棄物)	t	6433 2.11 3.24	6,085.0	6,183.95	6,516.8	7,500
		不法投棄の発見通報件数(廃棄物)	件	127	167	186	161	160

成果指標設定の考え方
 ごみの収集量(家庭系一般廃棄物)はごみの減量化施策により減少することが目標。
 再資源化率は向上が目標。ただし当然、処理経費等は増加する。
 クリーンセンターへの直接搬入量(事業系一般廃棄物)はごみの減量化施策により減少抑制することが目標。
 不法投棄の発見件数はサンプリング調査であるので、発見件数の減少が全体の不法投棄の減少と推測できる。(パトロールは一定のルールに基づいて実施されている。)

成果指標の把握方法(算定式など)
 ごみの収集量データ(家庭系一般廃棄物) 受入施設の業務実績
 再資源化率 市が収集した家庭系一般廃棄物の収集量に対する、再資源化するものとして収集された量の割合(業者を仲介して再資源するもの 紙、金属、ガラス瓶、ペットボトル、廃プラ、生ゴミごみ、乾電池等の特定ごみの合計)
 *個人が業者へ搬入した量は把握できず非算入
 クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物) 環境センターのデータ
 不法投棄の発見通報件数(廃棄物) 不法投棄パトロール員からの報告数値

基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)
 <成果指標> 家庭系一般廃棄物(燃やすごみ、生ゴミごみ、埋め立てごみ、資源ごみ(空き缶、紙、容器包装プラ、ペットボトル、ガラス瓶、乾電池等特定ごみ)の収集量は増加傾向にあり、過去5年で200t増加している。自家焼却は禁止されており、生ゴミごみ等の自家処理も著しい増加は予想されないため、総合的にはごみの発生自体が抑制されない限り増加していく。今後の収集量の推移については、環境プランの目標、環境省の指針などを総合的に判断し、23年度の収集量は年間25,100tを目標とする。この数値は、生ゴミ収集を実施しているエリア内での参加率を高め、堆肥化する量を増やすこと、生ゴミ処理機の普及を更に推進すること、買い物袋利用推進などを行い、今以上に減量を図ることで達成を目指す。市民意識の向上、循環型社会の形成が必要である。
 <成果指標> リサイクルは常に意識啓発をしないと継続しない。組合未加入者等の増加で近隣住民での組織的な意識啓発が困難となる状況があり、現状の再資源化率は低下していくと予想される。平成18年度の再資源化率33.8%は、環境プランでの目標52%(収集ベース28%)を上回っている。今後、大きく再資源化率を引き上げる要素は考えにくい。啓発等に力を入れ現行の数値を維持していくことを目標とする。目標の達成には市民意識の向上や環境衛生組合等の活動が継続的に行われることが必要である。
 <成果指標> 経済活動に伴う廃棄物であるが、適正に分別された紙、木質の廃棄物は事業系一般廃棄物として処理される。各事業所で一括して産業廃棄物として処理するのではなく、分別が進めば事業系一般廃棄物のクリーンセンター搬入量は、現状より増加する。さらに、経済活動が活発になればその分、廃棄物も増加すると考えられる。仮に事業活動が現状の1.5倍程度と想定し、廃棄物の増加も1.5倍とすれば、約3,000t増加することも予想されるが、事業者の環境改善活動をより推進することにより半分1,500t程度の増加に止めることを目標とする。
 <成果指標> 不法投棄はテレビ放送のデジタル化や家電リサイクル法による指定品目の追加などの社会情勢によって増加するという面がある。当然、不法投棄が全くない社会の実現が理想であるが、過去の数値は旧飯田市のみの数値であり、平成17年度の合併により市域が拡大したこと、その他、社会状況を勘案すると、合併した平成17年度の発見件数現状維持で止めることを目標とする。平成16年度の数値は旧飯田市のみの数値である。
 なお、目標の達成には抑止効果としての不法投棄パトロール活動の継続的実施が前提となる。

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	ムトス指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	19年度実績	23年度目標
行政 市(国・県)	・ごみ減量・分別に関する啓発活動 (関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律) ・それぞれの主体の活動の支援 ・一般廃棄物を適切に収集処理する。	・啓発活動の回数(説明会、広報、FM)(回) ・支援の回数(資源回収、バザー)(回) ・一般廃棄物の収集処理量(t)	46回 41回 24,259	45 40 25,100

市民等	市民	ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)に努める。 ポイ捨て、不法投棄をしない。(関連法規: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	ごみの収集量(家庭系一般廃棄物) 一斉清掃で収集した缶などの量	現段階は、行政の役割のみ数値設定
	事業者	ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)に努める。 産業廃棄物を適切に処理する。(関連法規: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物) 飯伊地区における産業廃棄物の排出量。(県産業廃棄物実態調査)	
	地域団体	ごみ減量の啓発や分別指導を推進する。 団体のリユース活動による廃棄物の減量	環境衛生(委員会等)の活動の回数 バザーの開催回数(PTA,地域団体、女性団体等)	

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度とその考察			
平成19年度の実績評価	<input checked="" type="checkbox"/>	18年度と比べて成果が向上した	根拠(理由) は成果向上。 集積所・リサイクルステーションへ持ち込まれる資源ごみが減ったため、の再資源化率は下がっているが、一方金属等の価格高騰により民間への直接搬入が増えていることから、総体として再資源化は図られている。 事業者の分別が進んだことによる増加。具体的には、産業廃棄物として埋め立てていた事業系一般廃棄物を分別し、クリーンセンターに持ち込むことにより増えたもの。 各指標とも目標レベルにあるため。
	<input type="checkbox"/>	18年度と比べて成果は変わらなかった	
	<input type="checkbox"/>	18年度と比べて成果は低下した	
平成23年度の目標達成見込み(H19実績からのH23目標達成見込み評価)	<input checked="" type="checkbox"/>	現状(20年度)の取り組みの延長で目標は達成できる	根拠(理由)
	<input type="checkbox"/>	現状(20年度)の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能	
	<input type="checkbox"/>	事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	
成果指標の達成度の考察	総体として目標レベルにある。		
(2) 施策の成果達成度に対する平成19年度事務事業の総括			
施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	ごみ収集処理事業		施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業
	容器包装リサイクル事業		
	リサイクル収集推進一般事業		
新規事業	事務事業一覧表を参照のこと。事業名欄に【新規】と記載がある事務事業が該当		
事務事業全体の振り返り(総括)	事務事業のそれぞれの取組により、総体的には目標に向かって進んでいる。		
(3) 主体別の役割分担の発揮状況(19年度の振り返り)			
ごみの収集量が大幅に減少していることから、市民の3R(リデュース・リユース・リサイクル)が進んでいることが推測できる。また、このことから地域団体の活動が機能しているものと思われる。			

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?	<ul style="list-style-type: none"> 家電を取り巻く社会状況の変化(不法投棄等との関連) レジ袋有料化について法制化された。(容器リサイクル法の改正H18.6.9 H19.4施行) 家電リサイクル法の指定4品目(冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン)に新たな指定品目が追加すべきとの議論がある。(環境省情報) 電気用品安全法(PSE法) 安全性を証明するPSEマークが付いていない電気用品は売買が禁止された。(H18.4.1)リース、レンタル方式等もあるが、廃棄される可能性は高い。 長野県廃棄物処理計画(第2期)が策定された。廃棄物の適正な処理の確保に関する条例が県議会でも可決され、H21年4月施行予定
この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理手数料が県内他自治体と比較して高いという意見がある(議会一般質問、市民団体からの要望) まちづくり委員会から、不法投棄が減らないことについて、地区としても今以上の有効な対処法がない状況にあるので市で対策を講じるよう意見がある。(全市的に寄せられている意見)

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の削減は、総体的にはごみの発生量をいかに減らすかが課題である。 事業系一般廃棄物については経済活動の増加があれば、それに伴う増加はやむを得ないが、最低限の増加に止めるための取り組みが必要。 平成19年度組成調査によれば、埋め立てごみに含まれる資源ごみの割合が3割程度あり、この割合を減らすことが必要。

6. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算見込み	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	1,234,073				
関連する事務事業の数(事業)	17				

7. 21年度の施策展開の方向(施策の成果目標達成に向けて21年度から何を取り組んでいくか等)

ごみの減量化・再資源化を進めるために、市民のごみ分別、とりわけ埋め立てごみの削減を促進していく。
--

8. 指摘事項

政策評価会議
